

令和 7 年度 都立産業技術研究センター利用料等助成 募集要項

1 助成内容

東京都立産業技術研究センター（産技研）または産業技術総合研究所（産総研）が提供する依頼試験や、機器利用をはじめとする各種サービスの利用費の一部を助成します。

2 助成額

助成限度額 10 万円（助成率：助成対象経費の 2 / 3）

※ 1,000 円未満切り捨て

※ 同一事業者から複数案件の申請があった場合でも、1 事業者につき
上限 10 万円の助成となります

3 申請（募集）期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

※ 午後 5 時必着

※ 申請（募集）期間中に予算額に達した場合、募集を終了します。

4 助成対象者

次の（１）～（３）に掲げる要件全てを満たすこと。

（１）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（原則、履歴事項全部証明書または、税務署に提出した税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、品川区内所在等が確認できること。）

（２）品川区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること（基準日：申請締切日）。

（３）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

① 資本金の額もしくは出資の総額が 3 億円以下または従業員の数が 300 人以下の製造事業者（以下「中小製造事業者」という。）であること。

② 資本金の額もしくは出資の総額が 3 億円以下または従業員の数が 300 人以下の情報サービス事業者（以下「中小情報サービス事業者」という）であること。

※ 「情報サービス業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」および中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

③ 製造業または情報サービス業を営む個人事業者であること。

（開業・廃業等届出書の写し等により、事業内容が確認できること。）

※ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- (1) みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - ①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の1／2以上を単独に所有または出資している企業。
 - ②複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の2／3以上を所有または出資している企業。
 - ③役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- (2) 法人事業税および法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び住民税）を滞納している場合。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納している場合。
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象である者。
- (5) 本申請と同一の経費について、品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から助成金等を受けている場合。
- (6) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である場合。
- (7) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

5 助成対象経費

次の（１）～（４）に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 産技研または産総研が提供する、以下のメニューに該当する利用料であること。
 - ①依頼試験・機器利用・オーダーメイド開発支援
 - ②実地技術支援
- (2) 令和7年度中(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に支払いを行い、かつ利用まで完了すること。
※前年度に支払った場合は助成対象外となります。
- (3) 産技研または産総研に直接支払った経費であること。
※材料費や試験報告書の交付、郵送費等の間接経費（事業と直接関係のない経費）は助成対象外となります。
- (4) 請求書・領収書等により経費支払が確認できること。
 - ①請求書、領収書、振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。
書類に不備がある場合には経費として認められません。
 - ②クレジットカード等による支払の場合、申請年度内に申請事業者の口座（法人の場合は申請法人名義の口座、個人の場合は申請者本人の口座であること。）から当該経費分の引き落としがされなければ経費として認められません。

6 助成事業全体の流れ

実施者	内 容	期 間
申請者	申請の提出 ※原則オンライン 品川区電子申請サービス（下記 URL）よりオンラインで必要事項を入力し、書類一式を提出してください。 https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay ▶区指定様式は中小企業支援サイトからダウンロードできます。 https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/index.html▶ *オンライン申請が困難な場合は、申請書類一式を郵送もしくは窓口持ち込みで提出してください。	2月27日 （金）まで ※先着順 ▼サイト 
区	書類審査 ※書類に不備や不明点がある場合は、連絡させていただきます。 ※不明点や書類の不足が解消されないまま予算に達した場合は、それ以降に解消されたとしても、原則申請受付はできません。再提出・不備解消は速やかに対応ください。	申請から 1週間程度
区	助成金交付決定	申請（書類不備等がない状態）から1～2週間程度
申請者	実績報告の提出 ※原則オンライン ※申請事業が完了次第、速やかに提出してください。	3月31日 （火）まで
区	助成金交付確定	実績報告（書類不備等がない状態）から1～2週間程度
区	助成金支払い	交付確定から1か月程度で入金予定

※ 上記日程は、状況により変更される場合があります。

※ 申請事業が完了次第、速やかに実績報告を提出してください。

8 申請にあたって

(1) 提出方法

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」にアクセスいただき、サイト内 URL から「品川区電子申請サービス」へリンクしご申請いただきます。申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

(品川区電子申請サービストップページ)

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay

(2) 電子申請の際の入力項目

ア) 申請種別 (法人/個人事業主)

イ) 【法人】 法人名

【個人】 個人名

ウ) 【法人】 代表者肩書・氏名

【個人】 屋号

エ) 郵便番号

オ) 住所 (市区町村・番地・マンション名等)

カ) 創業年

キ) 品川に主たる事業所を設置した年

ク) 業種

ケ) 担当者の氏名および所属、連絡先 (電話番号、メールアドレス)

コ) 助成対象経費額

サ) 助成申請額

シ) 事業完了予定日

※入力項目は変更になる場合があります。

(3) アップロードいただく書類

①経費内訳書 (区指定様式)

②利用内容の裏づけとなる書類

※申請時にすでに支払いや利用が完了している場合：申込書もしくは依頼書
申請時に完了していない場合：見積書

③ (法人) 履歴事項全部証明書 (申請日より 3 か月以内に発行のものに限る)

※本社が品川区外の場合、あわせて「事業開始等申告書提出済証明書」も提出すること (都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの)。

(個人) 開業届

※税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は受信通知 (メール詳細) をあわせて提出すること。

※開業届がない場合は、「直近の確定申告書 (第一表)」で代替え可。

ただし税務署の受付印があるもの、もしくは電子申告における「受信通知 (メール詳細)」の提出があること。

※開業届がない場合は、事業内容がわかる書類 (営業許可書等) の提出が必要です。

④（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書

※いずれも直近期の納付が確認できること。※領収書不可。

（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（または住民税非課税証明書）

※いずれも直近期の納付が確認できること。※領収書不可。

※個人事業税が非課税の場合、住民税の証明書のみ提出。

※住民票上の住所が品川区外の場合は、当該自治体で発行した住民税納税（または非課税）証明書とあわせて別途、品川区発行の住民税事業所課税納税証明書の提出が必要。

⑤誓約書（区指定様式）

⑥その他必要な書類

（４）区指定様式の入手について

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。（<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）

（５）留意事項

- ①状況に応じ、必要書類として記載のないものを追加で提出いただく場合があります。
- ②提出資料の不備・不足による再提出は品川区電子申請サービスのマイページから行ってください。また、申請の進捗状況も同ページで確認が可能です。
- ③郵送もしくは窓口持ち込みでの申請には、「（３）アップロードいただく書類」に加えて、「品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）」および「提出書類チェックシート（区指定様式）」の提出が必要です。
- ④郵送もしくは窓口持ち込みで申請した場合、提出された書類、参考資料等はお返しできません。

9 助成金交付決定について

- （１）助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- （２）助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- （３）交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。（交付予定額から減額されることがあります。）

10 助成対象事業の変更・中止等

- （１）原則変更等は認めておりませんが、やむを得ない理由で助成対象事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。その場合、必ず問い合わせ先まで事前連絡のうえ、「中止（変更）申請書（区指定様式）」を提出してください。
※ 本様式については、交付対象者から連絡があった後に送付します。
- （２）特に助成対象経費の金額が大きく変更になる場合などには、必ず区へ連絡し、中止（変更）申請を行ってください。

- (3) ただし、申請内容と全く異なる内容へ変更になる場合は、変更承認は出来ません。その場合は中止届の提出が必要となりますので、必ず事前にご連絡ください。
- (4) 区は当該中止（変更）申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、中止（変更）承認通知により交付対象者へ通知します。

11 助成金交付決定後（実績報告）の手続き

- (1) 申請事業を完了（利用および支払いの完了）した場合、次の書類すべてをオンライン上で提出いただきます。
 - ※オンライン申請時にご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする、交付決定についてのメール本文内に実績報告申請用のURLが記載されています。
 - ①収支決算書（区指定様式）
 - ②経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点。領収書の提出が困難な場合にのみ、振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可）
 - ※振込確認依頼書は請求書・領収書の代替書類になりません。
 - ※クレジットカード払いの場合、上記に加えて「クレジットカードの利用明細」および「クレジットカードの口座引き落としがわかるページのコピー」も提出が必要です。その場合、当該経費分が申請事業者の口座から申請年度内に支払われていることが確認できなければ、助成対象外となります。
 - ※郵送もしくは窓口持ち込みで申請を行った場合は、実績報告も紙面で行っていただきます。この場合、上記①②に加えて「品川区産業活性化支援事業助成金実績報告書（区指定様式）」もあわせてご提出いただきます。
- (2) 実績報告の検査終了後、請求書（区指定様式）により助成金を請求していただきます。

12 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（４）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定を取り消すことがあります。（「13 助成金の返還」参照。）

- (1) 申請年度の3月31日までに利用および支払が完了しないとき。
- (2) 申請年度の3月31日までに「4 助成対象者」に掲げる要件から外れたとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき。

13 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

14 その他

(1) 助成対象者の公表について

助成対象となった企業については、企業名（個人事業者の場合は事業者名）、代表者名、所在地、電話番号、助成金額等をホームページ、品川区広報紙により公表する場合があります。

(2) 品川区からの再三の連絡にも関わらず、期日までに必要書類等の提出がない場合は、今後当課における助成事業への申請を受け付けられない場合があります。

15 問い合わせ

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338

●地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/820.html>